



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名	株式会社 鳥 取 銀 行
代 表 者	取締役頭取 宮崎 正彦
(コード番号	8383 東証第 1 部)
問合せ先責任者	執行役員経営統括部長 福田 智博
(TEL	0857-37-0260)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役候補者選任の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 151 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役につきましても、責任限定契約の締結を可能とし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）および第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款 27 条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任の効力に関する規定を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第21条～第26条（条文省略） （<u>社外取締役</u>の責任限定契約） 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 第28条～第33条（条文省略） 第5章 監査役および監査役会 第34条（条文省略） （監査役の選任方法） 第35条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （新設） 第36条～第38条（条文省略） （<u>社外監査役</u>の責任限定契約） 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法	第4章 取締役および取締役会 第21条～第26条（現行どおり） （<u>取締役</u>の責任限定契約） 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 第28条～第33条（現行どおり） 第5章 監査役および監査役会 第34条（現行どおり） （監査役の選任方法<u>および補欠監査役の選任の効力</u>） 第35条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②<u>補欠監査役の選任の効力は、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第36条～第38条（現行どおり） （<u>監査役</u>の責任限定契約） 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令

令に定める限度額とする。 第 40 条～第 43 条（条文省略）	に定める限度額とする。 第 40 条～第 43 条（現行どおり）
---	---

（３）日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（木）

2. 補欠監査役候補者の選任の件

（１）選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

（２）補欠監査役候補者

氏 名	略 歴		保有する 当行株式の数
たかはし けいいち 高橋 敬一 （昭和 21 年 8 月 25 日生）	昭和 45 年 9 月 昭和 57 年 8 月 昭和 58 年 3 月 平成 3 年 2 月 平成 9 年 11 月 平成 13 年 7 月 平成 17 年 6 月	昭和監査法人 入社 税理士登録 公認会計士登録 太田昭和監査法人 社員 有限会社高橋会計事務所 代表取締役 （現任） 監査法人太田昭和センチュリー（現 新 日本監査法人） 代表社員 同 退任	100,000 株

- * 補欠監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
- * 高橋敬一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- * 高橋敬一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士・税理士として培われた専門知識及び経験を当行の監査に活かしていただくためであります。

以 上